

令和4年(行ウ)第3号
公有地無償貸与取消請求事件
原告 佐倉邁 外2名
被告 三重県



答 弁 書

令和4年4月28日

津地方裁判所民事部合議1係 御中

〒514-0004
津市栄町二丁目466番地
楠井法律事務所(送達場所)
電話059-229-1588
FAX 059-229-1120
被告訴訟代理人

弁護士 西澤 博(担当)

弁護士 楠井嘉行(担当)

弁護士 飯田真也(担当)

弁護士 千島淳平(担当)

弁護士 赤木邦男

弁護士 小林明子

弁護士 田中友康

弁護士 山田 瞳

弁護士 後藤哲史

弁護士 岡 浩喜

弁護士 木村那津子

弁護士 小森宏秋

弁護士 河野壮登

弁護士 栗原雅斗

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 原告適格のないこと

(1) 原告らは、鈴鹿市内に居住する公園を愛する市民であるとしている。

しかし、処分の取消しの訴えには、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であること、すなわち原告適格が必要であるところ（行政事件訴訟法第9条第1項）、原告らは、鈴鹿市内に居住する公園を愛する市民であるというだけである。

原告らは、施設設置許可が、公園の自然を破壊し、公園利用者の利用を損なうというのかもしれないが、不特定多数の者が公園を利用できる利益は、一般的公益であり、仮に原告らが当該公園の従前の環境を享受できなくなるという具体的利益を損なうとしても、それは一般的公益の中に吸収解消されるものである。

(2) 都市公園法第1条の規定は、公共の福祉の実現を目的に掲げるものであり、広く公衆の利益を図ることを目的とするものとして一般的公益を保護するにとどまるものである。

都市公園法の趣旨、目的に照らしても、当該公園の従前の環境を享受できなくなるという具体的利益を公園利用者の個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むとは解しがたい。

したがって、本件訴えは原告らには原告適格がなく不適法であり、却

下すべきである。

2 出訴期間を徒過していること

- (1) 原告らのうち原告佐倉は、令和3年6月25日付けで三重県知事に対して「県立公園鈴鹿青少年の森公園内にサッカー場を建設する関係書類の全て」について、公文書の開示を求める請求を行い、三重県知事は、これに対して、令和3年7月9日付けで対象文書に本件許可処分に係る申請書を含む部分開示決定を行った（乙第1号証「公文書部分開示決定通知書」）。原告佐倉の開示請求は、本件許可処分の日である令和3年6月29日以前であったため、本件許可処分に係る許可書（乙第3号証「令和3年6月29日付け設置許可書」）は開示対象文書に含まれていなかったが、開示を実施した日である令和3年7月20日には、本件許可処分後であったことから、被告の担当者は、原告佐倉に対して、使用料免除及び本件許可処分がなされた旨を伝えている。この開示の実施は2時間以上にも及び、本件許可処分がなされた旨のほか、原告佐倉からの設置許可に関する様々な質問に対しても説明を行っている（乙第2号証「公文書開示記録」）。

そうすると、原告佐倉はもとより、共同原告として訴訟提起前から共同して準備してきたと思われる他の原告らも、令和3年7月20日には本件許可処分があったことを知ったと認められるから、本件許可処分の出訴期間は、その翌日から起算して6か月目の日である令和4年1月20日までであり、令和4年2月14日になされた本件訴訟は、行政事件訴訟法第14条第1項本文の定める出訴期間を徒過している。

- (2) 加えて、令和3年8月2日、鈴鹿ポイントゲッターズの運営会社である株式会社アンリミテッドと鈴鹿市は、共同記者会見でスタジアム建設着工の概要等で発表し、翌日の伊勢新聞には、「6月29日に、市が県から施設管理の許可を得るとともに、公園使用料の全額免除が決まった。」との記事（乙第18号証「伊勢新聞」）や中日新聞には、「市が県から無償で借り、運営会社が自前でスタジアムを整備・管理する。」との記事が掲載され（甲第13号証「中日新聞」）、原告らは、令和3年8月3日には本件許可処分があったことを知ったと認められるから、本件許可処分の出訴期間は、その翌日から起算して6か月目の日である令和4年2月3日までであり、令和4年2月14日になされた本件訴訟は、行政事件訴訟法第14条第1項本文の定める出訴期間を徒過

している。

したがって、原告らの本件訴訟については、出訴期間を徒過した不適法な訴えである。

3 まとめ

以上のとおり、本件訴えは原告らには原告適格がなく、また出訴期間を経過しており不適法であるので、却下すべきである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。
との判決を求める。

第4 請求の原因に対する答弁

- 1 請求原因1の(1)は不知。
- 2 請求原因1の(2)は否認する。
処分行政庁は三重県知事であるが、行政処分の取消訴訟の被告は、三重県である(行政事件訴訟法第11条第1項)。
- 3 請求原因2のうち、第1段落は認める。第2段落のうち、鈴鹿青少年の森が昭和47年から開園していること、第3段落のうち、三重レッドデータブックに鈴鹿青少年の森一帯の湿地が、「希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)」として掲載されていることは認め、その余は不知。
- 4 請求原因3の(1)は認める。
- 5 請求原因3の(2)は否認ないし争う。
貸与ではなく、公園施設の設置等の許可である。
公益性については慎重に審査している。
- 6 請求原因3の(3)は否認ないし争う。
- 7 請求原因3の(4)のうち、鈴鹿市の令和4年1月12日付け変更許可申請に対して三重県知事が許可したことは認め、その余は否認ないし争う。
公益性については慎重に審査している。
- 8 請求原因3の(5)は否認ないし争う。

当施設は、当該公園の機能の増進に資すると認められることから鈴鹿市に設置等を許可したものである。また、使用料の減免については、公共団体(鈴鹿市)が、地域のスポーツ振興への寄与及び避難所など防災面での活用を行う目的で都市公園施設を設置することから、公益上有益であると認められるため、三重県都市公園条例第10条第2項に基づき免除としたものである。

9 請求原因3の(6)のうち、三重県指令県土第12-78号及び12-181号の許可書に、許可の条件として原状回復義務についての記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

10 請求原因3の(7)のうち、三重県指令県土第12-78号及び12-181号の許可書に、周辺住民や関係者等への説明や調整について、許可を受けた者が責任をもって実施する旨の記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

鈴鹿市は、令和3年10月17日及び19日、鈴鹿青少年センター3階大研修室において、株式会社アンリミテッドが開催した「鈴鹿青少年の森公園内へのサッカースタジアム建設 説明会」に同席し、市民に対して丁寧な説明を行っている。

11 請求原因3の(8)のうち、令和3年12月16日及び令和4年1月13日に、三重県知事に対して面談申し入れがあったことは認め、その余は知らないし争う。

12 請求原因3の(9)は認める。

13 請求原因3の(10)は否認ないし争う。

14 請求原因3の(11)は否認ないし争う。

15 請求原因4の(1)は認める。ただし、本件許可処分は、地方自治法第237条第2項の規定による貸付けではない。

16 請求原因4の(2)の第1段落は認め、その余は不知。

17 請求原因4の(3)の第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

18 請求原因4の(4)は否認ないし争う。

19 請求原因4の(5)は否認ないし争う。

20 請求原因5は否認ないし争う。

第5 被告の主張

1 許可理由について

当公園は、青少年が自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊か

な人間性を養うとともに、団体活動を通じて社会連帯意識を強め、心身ともに健康で豊かな青少年を育成する場とすることを目的として設置している。

当該公園施設は、大規模なサッカー大会やスポーツ活動などを通じ、幅広い世代の県民がスポーツに親しむことができる場としての活用が見込まれるため、当公園の設置目的と合致している。

また、当公園周辺は、鈴鹿市都市マスタープランにおいて集客拠点として位置付けられており、当該公園施設と鈴鹿サーキット等との連携により公園全体の賑わいの創出にもつながることが想定される。

さらに、当公園は、三重県地域防災計画において活動拠点、鈴鹿市地域防災計画において避難地として指定されており、避難地として活用が見込まれる当該公園施設の設置によって防災面での強化を図ることができる。

鈴鹿市は、当該公園施設の適正な運営が可能であることから、公益上有益と認められる。

以上のことから、本件許可申請は、都市公園法第5条第2項第2号の「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資するものと認められる」に該当するため、許可した（乙第3号証「令和3年6月29日付け設置許可書」、乙第4号証「令和4年1月20日付け設置許可書」）。

2 本件許可が適法であること

公園管理者以外の者に対する公園施設の設置等の許可については、都市公園法第5条第2項第2号において「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当する場合、設置等を許可することができる」と規定されているところ（乙第5号証「都市公園法」）、公園管理上の観点から行う裁量判断とされている。

また、都市公園法運用指針第4版においては、都市公園法第5条の運用にあたっての基本的な考え方として、許可の対象とする公園施設が都市公園法第2条第2項及び施行令第4条各号に掲げるものであること、都市公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該都市公園の効用が全うできるよう行うものであること、一般公衆の利用に供するものであること、許可を受けるものが当該公園を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有するものであることと示されており（乙第6号証「都

市公園法運用指針」)、県ではこの点を踏まえて許可の判断を行っている。以下、詳述する。

(1) 当該都市公園の機能の増進に資するものであること

当公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園に区分され(乙第7号証「都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について」、乙第8号証「令和2年度末都市公園等整備現況調査その1について」)、青少年が自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことを目的として設置している(乙第9号証「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者募集要項」)。

鈴鹿市が設置する本件施設は、大規模なサッカー大会やスポーツ活動などを通じ、幅広い世代の県民がスポーツに親しむことができる場としての活用が見込まれるため、当公園の設置目的と合致している。

また、当公園周辺は、鈴鹿市都市マスタープランにおいて集客拠点として位置付けられており(乙第10号証「鈴鹿市都市マスタープラン全体構想」)、本件施設と鈴鹿サーキット等との連携により公園全体の賑わいの創出にもつながることが想定される。

さらに、当公園は、三重県地域防災計画において南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点として、鈴鹿市地域防災計画において避難地(指定緊急避難場所)として位置づけられており(乙第11号証「三重県地域防災計画」、乙第12号証「鈴鹿市地域防災計画」)、本件施設の設置によって防災面での強化を図ることができる。

このように、本件施設については、「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資する」と認められる。

(2) 許可の対象とする公園施設

本件施設は、都市公園法第2条第2項第5号に規定される公園施設(野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの)であり、都市公園法施行令第5条第4項第1号のサッカー場に該当する。

(3) 当該公園の効用を全うできるよう行われること

本件施設は、芝生広場などの主要な公園施設が設置されていない区域

内に設置され、支障となる駐車場や園路は同等以上の代替施設で復旧される計画であることから、本件施設の配置は、公園の効用を全うするうえで支障となるものではない。

(4) 一般の利用に供するものであること

鈴鹿市は、本件施設を複合的な機能を組み合わせた多機能複合型交流施設として、サッカー以外の文化イベントの開催や、避難所など防災面での活用、積極的な地域への施設の開放などの実施を検討しており、サッカーをはじめとするスポーツ振興や地域活性化など、賑わいと交流の拠点として一般の利用に供する施設である。

(5) 許可を受けるものが十分な能力や財産的基礎を有すること

申請者である鈴鹿市は、普通地方公共団体であり、本件施設の適正な運営が可能な十分な能力や財産的基礎を有している。

(6) 本件許可の判断

以上のとおり、本件施設については、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資するものであると認められることから設置等の許可を行ったものであり、都市公園法運用指針に示される点についても合致するものと認められることから、何ら違法な点はなく、本件許可は適法である。

3 使用料免除理由について

原告らは、本件許可処分の主たる取消し理由として、本件許可処分に係る使用料免除の違法を主張している。

しかし、本件許可処分に係る使用料を免除するか否かは原告らの法律上の利益に全く関係がない事項であり、原告らは、これを理由として本件許可処分の取消しを求めることはできない（行政事件訴訟法10条1項）。

なお、以下に述べるとおり、使用料免除は適法になされている。

公共団体(鈴鹿市)が、地域のスポーツ振興への寄与及び避難所など防災面での活用を行う目的で都市公園施設を設置することから、公益上

有益であると認められるため、三重県都市公園条例第10条第2項に基づき免除とした。

使用料を減免する行為は、一般的に地方自治法第232条の2の普通地方公共団体による寄附又は補助に係る公益上の必要性に関する判断と同様に、長に様々な行政目的を考慮した政策的な観点からの裁量権が認められるところであり、裁量権の行使の際の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところはないか検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる（札幌高裁平成24年5月25日判決）。

本件は、普通地方公共団体である鈴鹿市が地域のスポーツ振興への寄与及び避難場所などの防災面での活用を行う目的で都市公園施設を設置することから、公益上有益と認められるため、三重県都市公園条例第10条の2に基づき使用料を免除したものであり、スポーツを通じた地域の活性化、防災面での活用等の政策的な観点からの公益性の判断に、知事の裁量権に逸脱又は濫用はない。

以下、詳述する。

(1) 本件使用料免除について

都市公園の使用料免除は、三重県都市公園条例第10条第2項において「公益上有益であると認められるもの」を減免のできる範囲と規定されているところ（乙第13号証「三重県都市公園条例」）、政策的な観点から行う裁量判断とされている。

また、その判断にあたっては、三重県都市公園条例に係る使用料減免基準に基づく運用を行っている（乙第14号証「三重県都市公園条例に係る使用料減免基準」）。

同基準において、本件施設は鈴鹿市が設置等を行うものであることから、2ア「国・地方公共団体・その他の公共団体が公用又は公共の用に供するために都市公園施設を使用する場合」のうち、4イ「その他公益上特に必要と認める場合の定義に従い減免の判断をすることができる」に該当し、5アより「公益上特に必要と認める場合の減免は、交通政策・観光政策・産業政策・地域政策等三重県の政策の推進に寄与するもので、次の点に留意し総合的に判断する」ため、次の点から、減免に対する効果や支障を検討するものとしている。

① 都市公園の維持管理事業上、整備事業上、又は利用促進上有益で

あるか。

- ② 都市公園利用者に直接利便を供するもの又は広く県民全体に利益が還元されるものであるか。
- ③ 営利目的ではないか。
- ④ 行政の関与はあるか。
- ⑤ 都市公園経営の面で問題はないか。

(2) 県の政策の推進に寄与するものであること

県では、当公園と隣接する社会教育施設である鈴鹿青少年センターと連携し、両施設の利用促進を図るため、「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」として両施設の改修及び一体的な運営・維持管理に取り組んでおり、令和5年2月にリニューアルオープン(第1期)を予定しているところである(乙第15号証「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札説明書」)。本件施設が設置されることにより、相乗効果によって当公園と鈴鹿青少年センターのさらなる利用促進が期待される。

また、県では、第2次三重県スポーツ推進計画において、「市町と連携しながら、国内トップリーグ等で活躍する地域に根ざしたクラブチームを育成・支援する取組を進める。」としているほか、三重県スポーツ施設整備計画において、「県内には、プロ野球やサッカーJリーグの公式戦等が開催できる施設がない。」ことが課題の一つであること、「市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて、連携を進めていく。」ことを示しており、本件施設の設置は、県内におけるスポーツ推進施策に合致しているといえる(乙第16号証「第2次三重県スポーツ推進計画」、乙第17号証「三重県スポーツ施設整備計画」)。

このように、本件施設は、県の政策の推進に寄与するものである。

(3) 都市公園の維持管理事業上、整備事業上、又は利用促進上有益であること

既に述べたとおり、当公園周辺は鈴鹿市都市マスタープランにおいて集客拠点として位置付けられており、新たな集客拠点となるサッカースタジアムの設置により、公園全体の賑わいの創出につながる事が想定され、当該公園の利用促進上有益であるといえる。

- (4) 都市公園利用者に直接利便を供するもの又は広く県民全体に利益が還元されるものであること

鈴鹿市は、本件使用料免除の申請にあたり、本件施設を新たなまちづくりの拠点としてスポーツ振興や地域活性化につなげていくほか、複合的な機能を組み合わせた多機能複合型交流施設として、サッカー以外の文化イベントの開催や、避難所など防災面での活用、積極的な地域への施設の開放などの実施を検討するとしており、本件施設は、公園利用者に直接利便を供するだけでなく、広く県民、市民に利益が還元されるものであると認められる。

- (5) 行政の関与があり、営利目的ではないこと

本件施設は鈴鹿市に対し設置等を許可したものであるから、行政が主体的に利活用に取り組む施設であり、営利目的の施設には当たらない。

- (6) 都市公園経営の面で問題はないこと

本件許可にあたっては、「許可を行う区域内の共用部分(園路、広場および駐車場等)については、「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者業務仕様書」を参考として良好な管理水準を保ち、一般公園利用者に開放してください。」と条件を付しており(乙第3号証「令和3年6月29日付け設置許可書」、乙第4号証「令和4年1月20日付け設置許可書」)、当該施設で得られた収益の一部は、公園利用者に対するサービス水準の維持・向上に還元されることから、都市公園経営の面でも有益である。

- (7) 本件使用料免除の判断

上記について総合的に判断すると、本件施設の設置等は公益上特に必要と認める場合に該当することから、本件使用料免除に何ら違法な点はなく、本件使用料免除は適法である。

4 まとめ

以上のとおり、施設設置許可は適法であり、使用料免除についても合理的理由があり、知事の裁量権に逸脱又は濫用はなく、適法である。

第6 結語

以上のとおり、本件訴えは不適法であり、本案にも理由のないことが明らかなので、速やかに訴え却下ないし請求棄却判決を下されたい。